

法令を順守するため ISOで何をすべきか？

洋菓子メーカーによる期限切れ材料の混入事件やテレビ局の番組ねつ造事件など、今年に入ってから企業の不祥事に関するニュースが続いている。

だが、こうした事件を対岸の火事と傍観できる企業は少ないのではないだろうか。環境法という観点だけに絞ってみても、法令順守が万全と胸を張って答えられる企業は少ないと思う。

環境法は改正が繰り返される上に難解な法律が多く、順守する事項を特定するだけでも相当な力量を必要とする。今回は法令順守の観点からISO14001認証をどのように経営に役立てるかについて考えたい。

自動車解体業を営む山下（香川県善通寺市）は、従業員7人の中小企業である。2004年2月にISO14001認証を取得後、昨年環境管理責任

者を山下智之社長から若手にバトンタッチした。同社では自動車リサイクル法については社員の理解も進んでいたが、そのほかの環境法の理解は必ずしも十分ではなかった。

外部のコンサルタント会社に委託して、若手の環境管理責任者に、関連する環境法や条例の調査方法を基本から習得させている。その結果、新しい責任者は環境関連の法律でわからない点について担当の役所に問い合わせるまでになった。

山下の優れた点は、中小企業ながら社長の法令順守に対する強固な意志のもと、環境法管理に従事する担当者の力量を向上させる仕組みをISO14001に落とし込んだ点である。

環境法の担当者については選任の理由もあいまいで、ましてや力量をチェックする企業などまれだ。現状のISO14001の盲点を補完した好例

であり、順法のPDCAを回していく上で、参考にすべき点であろう。

基本に立ち返った西友

「法律を順守しなさい」と一方的に言うだけでは、従業員は何をすればよいかと戸惑ってしまう。まず、順守すべき法律と条文を明確にしなければならない。

1997年にISO14001の認証を取得した西友の取り組みを紹介しよう。同社はCSR（企業の社会的責任）活動に本格的に取り組むため、2005年に環境マネジメントシステムを独自に発展させたCSRマネジメントシステムを構築した。

西友は、この新マネジメントシステムの構築に当たって、現状分析を行い、ISO事務局が各店舗に關係する環境法は何かを特定する仕組みを整備した。つまり、どんな環境法が自社の業務にかかわっているか、という問題からCSRの構築を始めたのである。

なぜ、そんな基本的な問題までさかのぼる必要があるのかと思われるかもしれない。しかし、環境活動が進んでいるといわれる企業の中にも、こうした基本を見落としている店舗や工場が少なくないと筆者は考えている。

西友も現場に問題を抱えていた。当社（エコヒルズ）は依頼を受け、関東地方の1店について環境法の順守



イラスト/川村 易